

群馬大学医学部附属病院未承認新規医薬品等取扱要領

平成 29. 4. 1 制定

(目 的)

第 1 条 この要領は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の23第 1 項第 8 号ロの規定に基づき、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における未承認新規医薬品等の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この要領において、「未承認新規医薬品等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145 号。以下「薬事法」という。）第14条第 1 項に規定する医薬品であって、同項又は薬事法第19条の 2 第 1 項の承認を受けていないもののうち、本院において使用したことがないもの
- (2) 前号の承認（薬事法第14条第 9 項（薬事法第19条の 2 第 5 項において準用する場合を含む）の変更の承認を含む）を受けているが、当該承認に係る用法、用量、効能又は効果（以下「用法等」という。）と異なる用法等で用いる医薬品のうち、次号を除くもの
- (3) 禁忌に該当する使用法で使用されるもの

(医薬品安全管理責任者)

第 3 条 本院において、未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合は、医薬品安全管理責任者の管理の下に行うものとする。

(未承認新規医薬品等の提供の申請)

第 4 条 本院の診療科等の長は、未承認新規医薬品等を用いた医療を提供するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項について、群馬大学医学部附属病院先端医療開発センター（以下「センター」という。）に申請しなければならない。

- (1) 当該未承認新規医薬品等と既存の医薬品等を比較した場合の優位性（予測される有害事象の重篤性、頻度等の安全性の観点を含む。）
- (2) 未承認新規医薬品等の使用条件（使用する医師又は歯科医師の制限等）
- (3) 当該未承認新規医薬品等の使用に起因するものと疑われる有害事象の把握の方法（血液検査の実施、調査票の配布等）
- (4) 患者に対する説明及び同意の取得の方法

(未承認新規医薬品等評価委員会)

第 5 条 医療法施行規則第 9 条の23第 1 項第 8 号ロの規定に基づき未承認新規医薬品等を用いた医療について厚生労働大臣が定める基準（平成28年厚生労働省告示第 247 号）にいう未承認新規医薬品等評価委員会は、当院においては、群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会専門委員会（以下「臨床倫理専門委員会」と言う。）がその業務を担当するものとする。

(未承認新規医薬品等の提供の決定)

第6条 未承認新規医薬品等の提供の可否は、臨床倫理専門委員会の議を経て、センターが決定するものとする。

(センターへの報告)

第7条 診療科等の長は、未承認新規医薬品等を使用した全ての症例について、定期的に、又は患者が死亡した場合、その他センターが必要とする場合に、センターに報告しなければならない。

(臨床研究)

第8条 本院の教職員は、未承認新規医薬品等の使用を臨床研究として行う場合には、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)を遵守し、研究計画の妥当性について、あらかじめ本院の臨床試験審査委員会又は群馬大学大学院医学系研究科人を対象とする医学系研究倫理審査委員会の審査を受けなければならない。

(事務)

第9条 未承認新規医薬品等の提供に係る事務は、センターにおいて処理する。

(要領の改廃)

第10条 この要領の改廃は、センターの議を経て、病院長が行う。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、未承認新規医薬品等の提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。